

大阪市告示第1512号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山 英幸

受託者及び事務所の所在地	委託した事務の内容	指定をした日	委託をした日
泉南メモリアルパーク管理運営グループ (代表者) 株式会社 オフィスSKG 代表取締役 小林 航 大阪府和泉市鶴山台4丁目5番12号	大阪市設泉南メモリアルパークの使用料及び手数料の徴収 又は収納に関する事務		
株式会社 オフィスSKG 代表取締役 小林 航 大阪府和泉市鶴山台4丁目5番12号	大阪市設瓜破霊園、大阪市設服部霊園、大阪市設北霊園、 大阪市設南霊園及び大阪市立服部納骨堂の使用料及び手数料の徴収又は収納に関する事務	令和6年4月1日	令和6年4月1日
株式会社 オフィスSKG 代表取締役 小林 航 大阪府和泉市鶴山台4丁目5番12号	大阪市設住吉霊園、大阪市設千躰霊園、大阪市設平野霊園、 大阪市設松原霊園及び大阪市設加美霊園の使用料及び手数料の徴収又は収納に関する事務		

(環境局総務部総務課)